

# 平成27年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	豊栄さわやか老人福祉センター		
管理者名	新潟市社会福祉協議会	指定期間	平成27年4月1日 ~ 平成30年3月31日
担当課	新潟市北区健康福祉課		
所在地	新潟市北区東栄町1丁目1番35号		
根拠法令	老人福祉法		
設置条例	新潟市老人福祉センター条例		
施設概要	総床面積： 830.26平方メートル		
	構造：鉄筋コンクリート造2階建て（うち1階部分）		
	施設内容：大広間1及び2，会議室「あやめ」，和室「けやき」，憩いのスペース，浴室，脱衣室，トイレ（男女各1），身障者用トイレ，湯沸場，相談室，ロッカー室，相談室		
	建築年度：平成4年4月		

## 施設設置目的

高齢者に対して，相談に応じるとともに，高齢者の健康の増進，教養の向上及びレクリエーションのための便宜の供与を目的に設置する。

## 管理・運営に関する基本理念，方針等

### 1 事業運営に関する基本方針

次に掲げる事業を行い，施設の設置目的を達成すること。

- (1) 高齢者の健康の増進  
高齢者の健康の増進のため，生活相談，健康相談など各種相談に応じるとともに高齢者の機能回復訓練を実施すること。
- (2) 高齢者の教養の向上  
高齢者の教養の向上のため，各種講座，レクリエーション等を開催すること。
- (3) 高齢者相互の交流を通じた生きがいの推進  
レクリエーション，集会など高齢者の活動の場を提供し，高齢者相互の交流を促し，高齢者の生きがいの推進向上に努めること。
- (4) その他  
高齢者の就労に関する指導を行うこと。  
老人クラブ等高齢者の団体の運営に関する援助又は指導をすること。

### 2 施設の管理運営方針

- (1) 公の施設であることを常に念頭において，公平な管理を行うこと。
- (2) 地域や利用者の意見を管理に反映させ，利用者の満足度を高めていくこと。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
	年間利用者数	年間利用者数23,000人以上	1日当たり6人増加し、約102人の利用	A	年々、利用者が増加している
	設置目的に合致したサービスの提供	設置目的に合致した事業を年間3回以上実施	指定管理の業務内で8回開催	A	指標を大幅に上回っている
	各種サービス別満足度	利用者アンケートで「満足度が80%以上」	満足に関して約94%だった	A	利用者の満足度は非常に高い
	苦情・要望に対する対応	苦情・要望には5営業日以内に回答したか 区への事故報告は当日行ったか	苦情要望に関しては5日以内に回答を行った。事故報告は当日行った。	B	
財 務	管理運営経費の削減	管理運営経費を削減するための工夫や取り組みがなされたか	節減するため、複数の業者より見積もり合わせを行っている	B	
	光熱水費に係る使用料の削減	電気・ガス等の経費を削減するための工夫や取り組みがなされたか	前年度と比べ、年間106,000円削減できている	A	削減できたことは評価できる
業 務	改善勧告時の対応の迅速さ・適切さ	改善内容に応じて軽易なものは即日、時間を要するもの1週間以内に改善対応する	出来る限り即日対応している	B	
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	災害発生時のマニュアルの整備と職員への周知	想定事態と対応等についてマニュアルに盛り込んでいる	B	
	関係法令の遵守・個人情報の保護	コンプライアンス及び個人情報の保護に関する職員への周知	情報が漏れないよう指導及び書類管理、個人情報保護規定の整備	B	
	事件・事故発生時の対応の適切さ	事故発生時の対応マニュアルの整備と職員への周知	想定事態と対応等についてマニュアルに盛り込み、必要時はデイ看護師の協力がある	B	
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守	概ね遵守できている	B	
人 材	配置人員のミッションの理解度とスキルの習得度	職員研修を年1回以上実施	研修を1回実施、2か月に1回管理ミーティングを開催	B	
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守	衛生委員会を開催し、法令の順守に努めた	B	

**【評価基準】**

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

**指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)**

- ①相談援助体制は、センター内に社会福祉協議会・さわやか相談所・地域包括支援センター・介護事業所があり、相談機能の充実が図れている。
- ②交流拠点としての機能については、交流の機会を持つためのイベント企画(カラオケ等)・健康講座(ロコモ予防、太極拳等)を開催し、介護予防の一助となっている

**所 管 課 に よ る 総 合 評 価 ( 所 見 )**

年々、利用者が増加していること、利用者の満足度が非常に高いことは大いに評価できる。引き続き、利用者の増加と利用者の満足度維持に努めてもらいたい。  
光熱水費の削減が図られたことと、管理運営経費の削減にも積極的に取り組んでいることも評価できる。  
その他の評価項目についても、適正な取組がなされていることから、指定管理者として優良と評価できる。